

募集等に係る株券等の顧客への配分等に関する基本方針

制定：平成9年9月1日

(最終改正：2024年11月20日)

八十二証券株式会社

1. 当社は、募集もしくは売出し（目論見書を作成するものに限る。以下同じ。）の取扱いまたは売出し（以下「募集等」といいます。）に係る株券等のお客様への配分において、お客様の多様な運用のニーズを的確に捉え、マーケットメカニズムに応じつつ適切かつ多様な商品を提供することを旨として業務を行っております。
2. 株券等の配分を行うに際して、当社はあらかじめお客様の需要動向の把握に努め、適切な募集等の取扱いを行うとともに、公平かつ公正な配分に努めることを基本方針としております。
3. 当社では、次に掲げる方針に従って、募集等に係る株券等のお客様（機関投資家は除く。以下同じ。）への配分を行います。なお、機関投資家であるお客様につきましては、需要への参加状況などを考慮のうえ、適切な配分を心がけております。

(1) 新規公開株の抽選による配分

新規公開株のお客様への配分は、配分の機会を公平に提供するため、原則として一定割合について抽選により配分先を決定いたします。

新規公開株の抽選は、次の要領で行います。

- ① 抽選は、ブックビルディング期間中に公募価格以上の需要申告をしたお客様を対象に、抽選日（発行価格決定日の午後5時以降）に当社が行います。この場合、当社が配分する数量のうち、お客様への配分予定数量の10%以上を当該抽選に付すことといたします。なお、できるだけ多くのお客様に配分が行われるよう、一人のお客様からの抽選の申込数量および当選数量の上限を設けております。
- ② 抽選に当たっては、抽選対象となる需要申告に番号（乱数）を付し、その番号を対象に抽選を行います。
- ③ 抽選の結果、当選しなかった場合は、原則として、下記（2）抽選によらない配分の方法による割り当ての対象といたします。
- ④ 抽選に当選されたお客様には、抽選日以降速やかに、当選の旨および払込みの要領を電話等にてお知らせいたします。当選されなかったお客様には、その旨のご連絡はいたしませんので、あらかじめご了承下さい。また、当選されたお客様が当選分を辞退された場合は、再抽選は行わず、下記（2）抽選によらない配分の数量に加えます。
- ⑤ 抽選は、次に掲げるような場合には、その割合を引き下げることまたは抽選による配分を採用しないもしくは中止することがございますので、あらかじめご了承下さい。

- ア) ブックビルディングの需要が積み上がらない場合
- イ) お客様の需要申告数量が、当社におけるお客様への配分予定数量に満たない場合
- ウ) 抽選を行う数量が5単元に満たない場合
- エ) その他、合理的な理由がある場合

(2) 新規公開株の抽選によらない配分

新規公開株の抽選によらない配分につきましては、お客様のニーズを的確に勘案した上で、次の基準に合致するお客様による申込みを中心に配分することといたします。なお、あらかじめ購入希望をいただいていないお客様に対し、当社から販売に関するご案内を行うことがあります。また、上記(1)にて当選した場合も、原則として、抽選によらない配分の方法による割当ての対象といたします。

① 適合性の原則に関する基準

当社は、新規公開株を含めた株式投資のリスクを十分ご理解いただいたお客様を対象に配分を行うこととしており、お客様の投資経験、お預かりしておりますご資産の状況、お取引の状況等を勘案して配分を行います。そのため、新たに新規公開株の入手のための口座開設は、ご投資経験の確認が出来ない場合お断りすることがありますので、ご了承下さい。

② 短期売買の排除に関する基準

当社は、新規公開株の公開後の株価動向の推移を重視しております。そのため、長期保有をしていただけるお客様へ優先して配分を行います。つきましては、お申込みの段階にお客様に保有に関する意見を確認させていただく場合がありますので、ご了承下さい。

③ ブックビルディングへの適切な参加に関する基準

当社は、新規公開株の配分においては、ブックビルディングへの適切な関与の状況を確認させていただき、適切な需要申告をしていただいているお客様へ優先して配分を行います。

(3) 新規公開株以外の場合

株券以外の有価証券の新規公開に際しての配分、既公開株等の配分につきましては、ニーズを的確に勘案した上で、原則として上記(2)の基準に合致するお客様による申込みを優先して配分することといたします。

4. 当社は、過度な集中配分および不公正な配分とならないよう、以下に掲げる基準を設け、配分を行うこととしております。

(1) 原則として、前回新規公開株の配分を行ってから次の配分を受けられるまでに、1か月間の間隔を設けております。

(2) 新規公開株の抽選によらない方法による配分につきましては、原則として、お客様お一人当たりの平均配分数が、抽選における一人当たり配分数の10倍程度を超えることのないように配分を行います。ただし、需要の積み上がり状況、市場環境の変化等により、変更される場合があります。

5. 配分先は、ブックビルディングに需要申告をなされたお客様の中から決定いたします。ただし、

お客様から申告または申込みがなされた数量が当社の配分予定数量に満たない場合、またお客様への配分後申込みの辞退が生じた場合等には、申告または申込みをされていないお客様にも、当社とのお取引の状況等を勘案し勧誘を行った結果、配分を行うことがあります。

6. 需要申告および配分のお申込みは、お取引店舗において対面にて受け付けいたします。
7. 需要申告の受付期間、受付方法、仮条件等、各新規公開案件における具体的なブックビルディングの要領については、各案件の発行会社が作成する有価証券届出書および目論見書に記載されます。また、これらに需要申告および配分の申込みの受付期間、受付方法、抽選等の当社における配分の要領を加えた情報は、一定の期間、営業部店の店頭および当社のホームページ (<http://www.82sec.co.jp/>) においてお知らせいたします。なお、オンライントレードからの申込みの受付は行っておりませんので、店頭またはコールセンターへお問合せ下さい。
8. 個別の事案において、6. までにお示しした内容と異なる方針でブックビルディングまたは配分を行う場合は、その変更の理由とともに、7. に併せてお知らせいたします。
9. 当社におきましては、顧客の損失を補てんしまたは利益を追加する目的での株券等の配分を行わない等、金融商品取引法や自主規制団体の規則を遵守することはもとより、①発行会社が指定する者、②当社の役職員等、③当社に対して特定の利便を与えうる等、社会的に不公平感を生じせしめる者、④暴力団員および暴力団関係者等、反社会的勢力に該当する者への配分を行わないこと、⑤同一顧客への過度な集中配分を行わないこと、更に他の商品の購入を条件に新規公開株の配分を行う等の不正な配分を行わないなど、その配分のあり方について社内規則に明記し遵守に努める所存であります。なお、需要申告がこれらに該当するお客様からのものであることが判明した場合、その申告または申込みはお受けいたしません。
10. 株券等を配分した先のお客様（個人を除きます。）の一部につき、日本証券業協会自主規制規則「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」に定めるところにより、そのお客様の名称およびそのお客様に配分した株券等の数量の情報を、主幹事証券会社を通じて、株券等の発行会社に提供いたします。
11. 以上のような配分の基本方針に基づき、公正な配分を通じて証券市場の発展に寄与していくことが、当社の使命であると考えております。